

平成24年度税制改正に伴う  
エネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)の変更点 概要

平成24年4月17日  
資源エネルギー庁

○7月から開始予定の固定価格買取制度の事前認定開始日(※)から、グリーン投資減税の対象設備(太陽光・風力発電設備)の定義が変わります。

(詳細は2ページをご覧ください。)

※詳細は、現時点で未定です。

○太陽光・風力発電設備について、所定の要件を満たせば、取得価額を初年度に即時償却できるようになります。

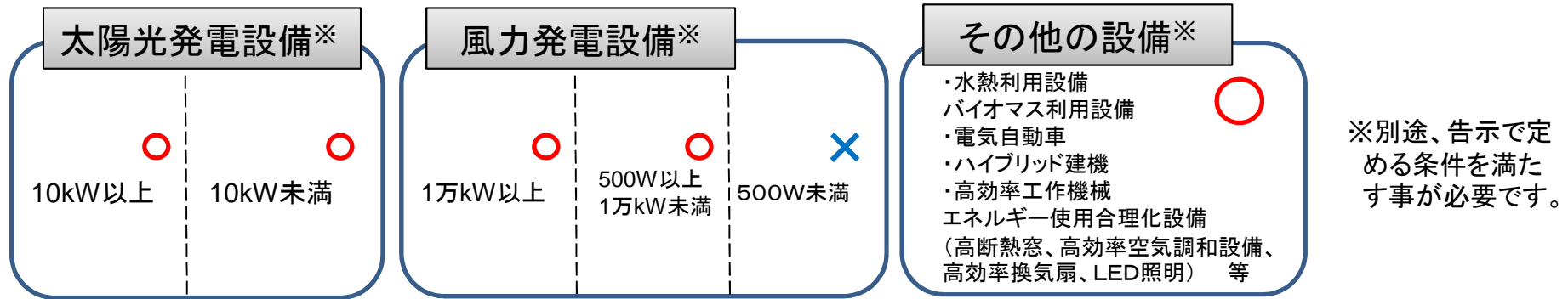
(詳細は3ページ以降をご覧ください。)

## 対象設備の定義の変更点

○平成24年度の税制改正に伴い、グリーン投資減税の対象設備の定義は下記のように変更されます。

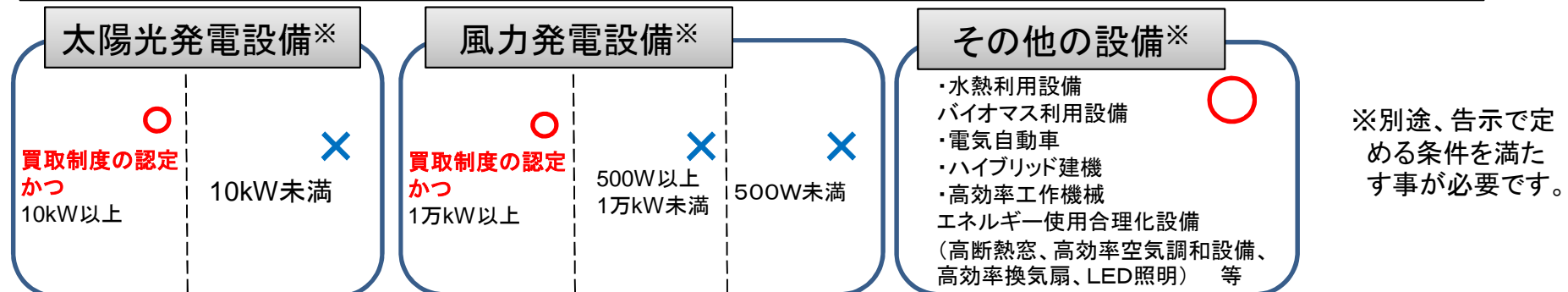
### 【現行のグリーン投資減税の対象設備と税制優遇の内容】

- ①中小企業者に限り、設備取得価額の7%相当額の税額控除  
 ②青色申告をしている法人又は個人を対象に、普通償却に加えて取得額の30%相当額を限度として償却出来る特別償却  
 →太陽光発電設備、風力発電設備、その他の設備は、①②が適用可能。



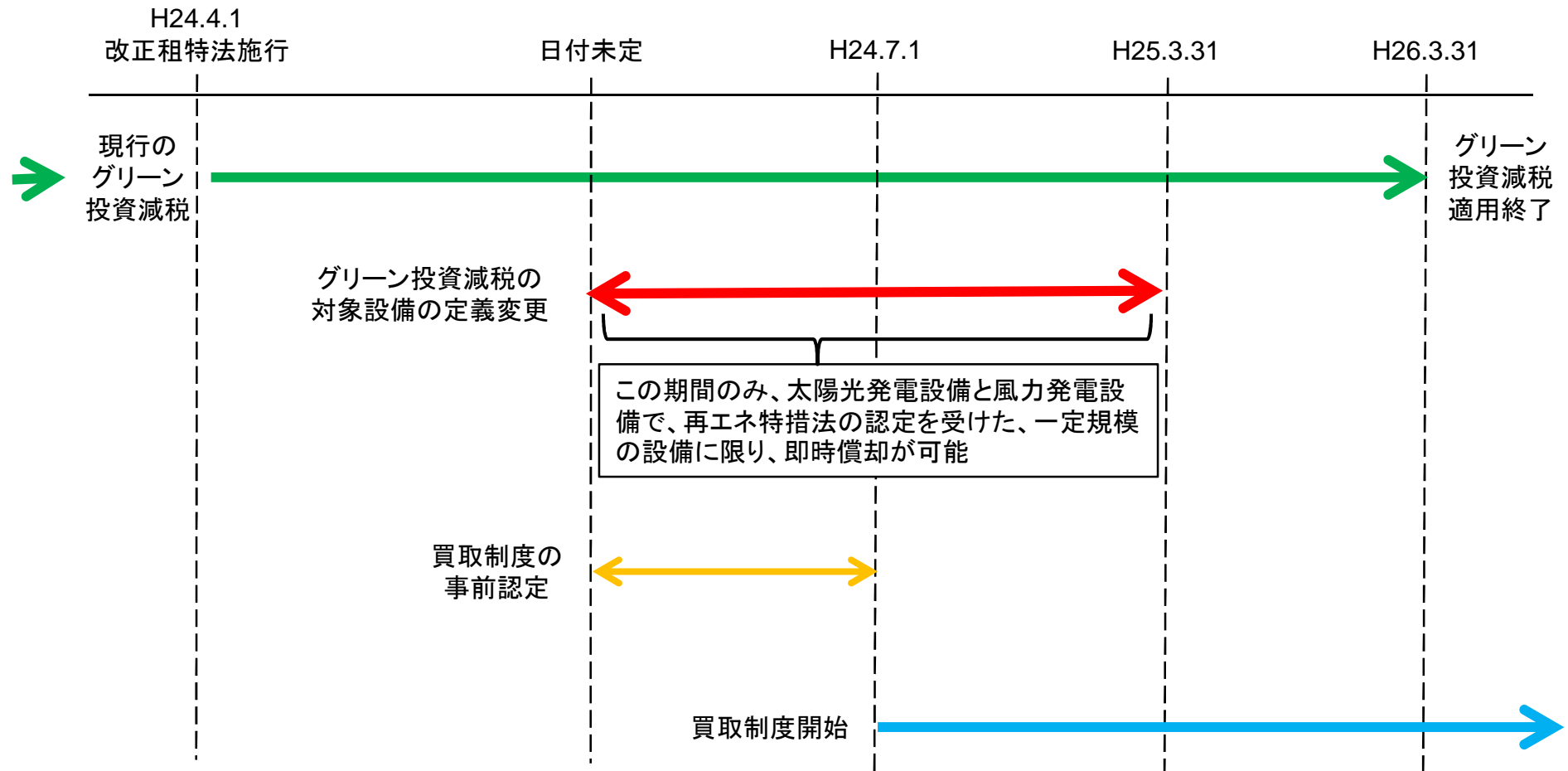
### 【新しいグリーン投資減税の対象設備と税制優遇の内容】

- ①中小企業者に限り、設備取得価額の7%相当額の税額控除  
 ②青色申告をしている法人又は個人を対象に、普通償却に加えて取得額の30%相当額を限度として償却できる特別償却  
 ③青色申告をしている法人又は個人を対象に、取得価額の全額を償却(100%償却、即時償却)できる特別償却 New  
 →太陽光発電設備と風力発電設備は現行よりも対象が絞られた上で①②③が適用可能、その他の設備は①②が適用可能。



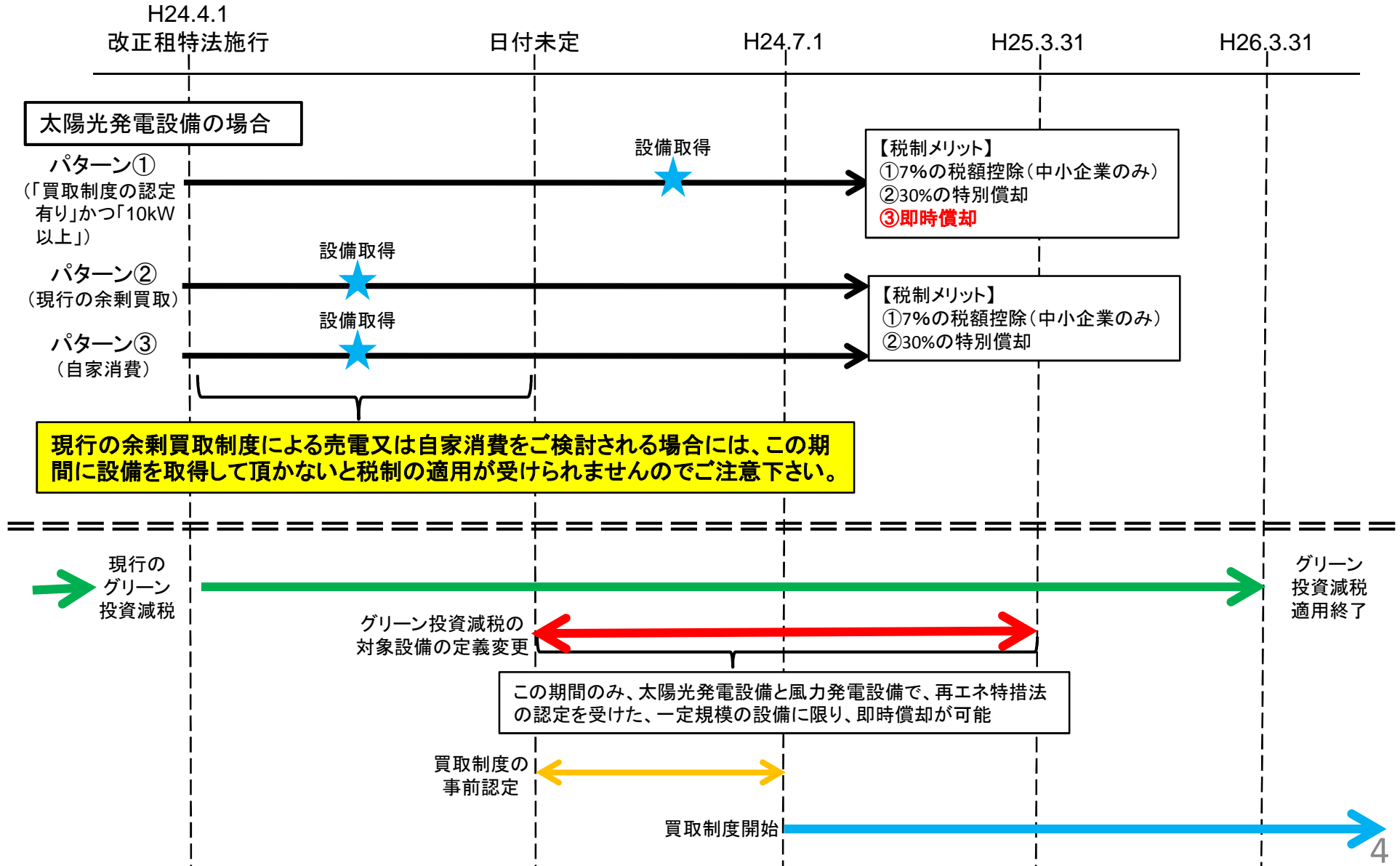
## 対象設備の定義変更のタイミングについて

○租税特別措置法(以下、「租特法」という。)附則第1条第10号に基づき(根拠条文は参考ページを参照)、買取制度の事前認定開始日(日付未定)から、対象設備の定義が変更されます。(平成24年4月17日時点)



# 設備取得のタイミングと税制メリットについて

○設備取得のタイミングと、その際に選べる税制メリットの関係は下記の通りです。  
 (※別途、告示で定める条件を満たす必要があります。)



## グリーン投資減税の変更点 まとめ

○平成24年4月1日に施行された、租特法及び、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(租特法施行令)において、グリーン投資減税に関する改正規定が盛り込まれました。その概要は以下のとおりです。

【該当条文】租特法第10条の2の2、第42条の5、第68条の10、租特法施行令第5条の4、第27条の5、第39条の40

### 【改正概要】

○グリーン投資減税の対象設備である、太陽光発電設備と風力発電設備のうち、

- ①固定価格買取制度の事前認定開始日(日付未定)から平成25年3月31日までの間に設備を取得等し、
- ②電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下、「再エネ特措法」という。)第3条第2項(下記参照)に規定する認定発電設備に該当するものに限り、
- ③その取得等した日から1年以内に事業の用に供した場合、

に、事業の用に供した日を含む事業年度において、取得価格の全額を即時償却(100%を初年度に償却)できるようになります。

※ただし、電気事業法第2条第1項第9号に規定する電気事業の用に供した場合は対象外となりますのでご注意ください。

### <参考>

再エネ特措法 第三条 (調達価格及び調達期間)

1 (略)

2 調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、第六条第一項の認定に係る発電(同条第四項の規定による変更の認定又は同条第五項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。同条第六項において同じ。)に係る再生可能エネルギー発電設備(以下「認定発電設備」という。)を用いて再生可能エネルギー電気を供給しようとする者(以下「特定供給者」という。)が受けるべき適正な利潤、この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用その他の事情を勘案して定めるものとする。

3~9 (略)

## 現時点で確定していない事項について

- 下記の事項については、現在、詳細な制度設計中であり、詳細は確定しておりません。これらの事項が確定することにより、グリーン投資減税における即時償却がご利用頂けることとなります。詳細は随時、資源エネルギー庁のホームページ等で、内容を御確認下さい。
- ご不明な点がございましたら、下記連絡先にお問い合わせ下さい。

### 【確定していない事項】(平成24年4月17日時点)

#### ○買取制度の事前認定の開始日

(本事項は、別途、再エネ特措法政令にて定められることになっております。この政令に基づき、事前認定の開始日が決まれば、その開始日と同じ日に、グリーン投資減税における即時償却が開始します。)

#### ○買取制度の認定制度

(例えば、認定に必要な書式や、認定申請書の提出先等について、今後、詳細な制度設計がなされる予定です。)

### 【問い合わせ先】

#### ○グリーン投資減税に関するお問い合わせ

資源エネルギー庁総合政策課 電話 03-3501-2304(担当:柴田)

#### ○再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関するお問い合わせ

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部 再生可能エネルギー推進室  
電話 0570-057-333 ※PHS、IP電話からは、03-5520-5850におかけください。

## (参考) 関連規定について

○対象設備の定義変更のタイミングに関連する規定は下記の通りです。

### 租特法 附則 第一条 (施行期日)

一～九 (略)

十 第一条中租税特別措置法第十条の二の二第一項の改正規定、同法第四十二条の五第一項の改正規定及び同法第六十八条の十第一項の改正規定並びに附則第五条第一項及び第二項、第十九条第一項及び第二項並びに第三十条第一項及び第二項の規定 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十一～十四 (略)

### 再エネ特措法 附則 第一条 (施行期日)

この法律は、平成二十四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一、二 (略)

三 附則第三条及び第四条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

第三条 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、同条第一項の認定を受けることができる。

2 前項の規定により認定を受けたときは、この法律の施行の日において第六条第一項の規定により認定を受けたものとみなす。